

## 第5章 個人情報保護

---

特定健康診査及び特定保健指導の記録の取り扱いに当り、個人情報保護の観点から適切な対応を行います。

### 1. 個人情報の保護に関する法令等の遵守

- 個人情報の取り扱いに関しては、「個人情報の保護に関する法律」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（以下『ガイダンス』という）」及び「さいたま市個人情報保護条例」に基づき対応します。
- ガイダンスにおける職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業員の監督、委託先の監督）について周知を図ります。
- 特定健康診査・特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理していきます。

### 2. 守秘義務規定

- 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）
  - 第120条の2 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）
  - 第30条 第28条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。
  - 第167条 第30条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。